

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市広川町五丁目107番地

氏 名 株式会社 モダン装美  
代表取締役 福岡 秀樹 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太 田 稔



許可の年月日 令和 6年 5月30日

許可の有効年月日 令和11年 4月22日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥 (水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 5品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊田市広川町五丁目89番 他2筆

(2) 面積

218m<sup>2</sup> (保管面積 56.80m<sup>2</sup>)



(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

42.48m<sup>3</sup>

(5) 高さ

1m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 4月23日 新規許可

平成16年 4月23日 更新許可

平成21年 6月22日 更新許可

平成26年 8月14日 更新許可

令和 元年 7月12日 更新許可

令和 6年 5月30日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



豊田県